

都留市議会基本条例

(平成 25 年 6 月 14 日条例第 18 号)

改正 平成 26 年 12 月 22 日条例第 25 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 議会及び議員の使命と活動原則(第 2 条―第 4 条)
- 第 3 章 市民と議会の関係(第 5 条)
- 第 4 章 市長などと議会の関係(第 6 条・第 7 条)
- 第 5 章 議会機能の強化(第 8 条―第 15 条)
- 第 6 章 広報・調査活動の充実(第 16 条―第 19 条)
- 第 7 章 会議の運営(第 20 条・第 21 条)
- 第 8 章 政治倫理(第 22 条)
- 第 9 章 最高規範と見直し手続(第 23 条・第 24 条)

附則

平成 12 年 4 月に施行された、いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の原則廃止によって、地方自治体(以下「自治体」という。)は、自らの責任において自治体の事務を決定する裁量権が拡大された。また、これらの事務に対して議会の審議権、議決権、調査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割や責任も大きくなった。

このような中、地方議会がその責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨をふまえ、首長と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。この自己変革に当たっては、議事機関たる議会はまず市民の多様な意見を代表できる合議機関としての特性を生かし、これまで以上に公平、公正な議会運営や開かれた議会づくりを推進しつつ市民の積極的な参加を求めていくことが必要である。

また、平成 20 年 12 月に、市民、議会及び市が共に考え、共に行動し共に創る市民自治の実現に向けた、まちづくりの最高規範である「都留市自治基本条例」が制定され

た。

以上のような認識のもと、都留市議会は活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重し合う民主的な政治風土を引き継ぐとともに、将来に向けた新たな価値の創造のため不断の努力を重ね、市民の負託に応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会活動、議会運営の原則及び会議に関する基本的事項などを定め、議会の機能を強化するとともに、議員としての資質を高めることにより市民の負託に的確にこたえ、市政発展及び市民福祉向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の使命と活動原則

(議会の使命及び活動原則)

第2条 議会は、合議制の特性を生かし、民意を代表する議会活動を通じて市民の意見を集約し、市政に反映させ、適切な市政運営が行われているかを監視し、評価することを使命とする。

2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市民及び地域の抱える多様な実情並びに市民の需要を的確に把握し、政策形成に迅速に反映できるよう協働の機会及び場の拡充に努める。

(2) 市民との協働で得られた民意のもと、議員間においても自由な討議を行い、必要となる政策提言、政策立案などによってその実現に努める。

(3) 議会の公正性及び透明性を確保し、市民の参画を促すため、原則としてすべての会議を公開し、開かれた議会をめざす。

(4) 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責任を有する。

(5) 議会は、求めに応じて議案の審議に用いる資料を提供するなど、市民の傍聴意欲を高める議会運営を行う。

(議員の使命及び活動原則)

第3条 議員は、市民からの負託に応え、市全体を見据え、市政の課題を把握し、市民の多様な政策提言並びに意見及び要求を行政に反映させることを使命として活動する。

2 議員は、前項の使命を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 特別の事由がある場合を除いて、議会の会議への出席など、議会活動をすべてに優先する。

(2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじる。

(3) 議会活動について、市民に説明責任を果たす。

(4) 議会の構成員として、常に自己研鑽に努め、資質の向上を図り、市民全体の福祉の向上のために活動する。

3 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員、山梨県東部広域連合議会議員及び大月都留広域事務組合議会議員に選出された議員は、全員協議会において原則年1回、それぞれの団体と議会の概要について報告するものとする。

4 各特別委員会の委員長は、必要に応じて、全員協議会において特別委員会の活動概要について報告するものとする。

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 議長は、必要と認めるときは会派の代表者による会議(この条において「代表者会議」という。)を開催する。

4 代表者会議は、3名以上の議員で構成する会派の代表が出席資格を有する。ただし、3名に満たない会派であっても、その代表者は、当該代表者会議にオブザーバーとして出席することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し、その有する情報を積極的に提供し、情報の共有を推進するとともに、情報についての説明責任を果たすものとする。

2 議会は、市民に対し、議会で行われた議案に対する審議の経過、結果その他議案審議の内容について報告する議会報告会を年1回以上、地区自治会連合会単位で開くこととする。

3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提言と位置づけ、委員会審査にあたってはこれら市民の説明の機会を設けることができるものとする。

4 議会は、市民の請願する権利を保障するため、次期定例会の開会予定日及び請願・陳情の締切予定日を議会だよりに掲載することとする。

5 議会は、市民参加を推進するために、必要に応じて議員と市民が自由に意見交換を行う場を設置するものとする。

第4章 市長などと議会の関係

(市長などとの関係)

第6条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長など」という。)との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行う。

2 議会は、前項の目的を達成するため、市長などから計画、政策、施策、事業など(以下「政策など」という。)の提案があった場合は、政策などの決定過程について次に掲げる説明を要請できるものとする。

(1) 政策などの発生原因

(2) 検討した他の政策などの内容

(3) 他の自治体の類似する政策などとの比較検討

(4) 総合計画など関係する計画における根拠又は位置づけ

(5) 関係する法令及び条例など

(6) 政策などの実施に関わる財政措置

(7) 将来にわたる政策などのコスト計算

(8) 政策などの実施によって見込まれる成果及び政策などの実施対象への影響(環境及びリスクアセスメントなど)

- 3 議会は、前項の政策などの提案を審議するに当たっては、それらの政策などの水準を高める観点から、立案・執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。
- 4 議員は、会期中、閉会中にかかわらず、議長を経由して市長などに対し文書により質問を行うことができる。この場合において、議長は、議会の審議や議員活動の妨げとならない適切な期間を定めて市長などに文書による回答を求めるものとする。

(監視及び評価)

第7条 議会は、市長などの事務の執行が適正かつ公平、効率的に行われているかを監視し、必要と認めるときは適切な措置を講じるよう求めるものとする。

- 2 議会は、市長などの事務の執行の効果及び成果について評価し、必要と認めるときは適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第5章 議会機能の強化

(議決事件の拡大)

第8条 議会は、市政における重要な計画などの決定に参画するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 都留市長期総合計画基本構想を策定し、又は変更すること。
- (2) 都留市都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。
- (3) 市が、予算の伴う他団体との協定を締結し、又は変更すること。

(議会機能の強化)

第9条 議会は、市長などの事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化し、健全で効率的な市政運営に資するものとする。

- 2 議会は、市の政策水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議などを通じて市長などに対し、政策立案及び政策提言を行うものとする。
- 3 議会は、市政に関する議員の一般質問などにおける政策提案又は政策提言について必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査を学識経験を有する者

などに委託し、又は研究などを行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものとする。

4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定める。

5 議会における事業継続計画(BCP)を作成するものとする。

(議論の拡充)

第 10 条 議会の一般質問は、次に掲げる方式から選択できることとする。

(1) 主質問は一括質問一括答弁とし、再質問以降は一問一答とする方式

(2) すべて一問一答とする方式

2 委員会などの会議における質疑は一問一答方式で行う。

3 議長から議会の会議への出席を要請された市長などは、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問の趣旨について説明を求めることができるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 11 条 議長は、議員の政策立案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

2 議長は、前項の使命を果たすため、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長などは議会事務局の職員人事に関してあらかじめ議長と協議しなければならない。

(議員定数)

第 12 条 議員定数は、都留市議会議員定数条例(平成 14 年都留市条例第 17 号。以下この条において議員定数条例という。)に定めるところによる。

2 議員定数条例の改正に当たっては、常に市政の現状や将来展望を十分考慮するものとする。

3 議員定数条例の改正議案の提出は、市民の直接請求による場合を除き、改正理由を付して委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第 13 条 議員の議員報酬は、都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 31 年都留市条例第 17 号。以下この条において議員報酬条例という。)に定めるところによる。

- 2 議員報酬条例の改正に当たっては、常に市政の現状や将来展望を十分考慮するものとする。
- 3 議員報酬条例の改正議案の提出は、市民の直接請求による場合を除き、改正理由を付して委員会又は議員から提出するものとする。

(議員研修の充実)

第 14 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力などの向上を図るため、議員研修の充実強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に周知させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、各分野の専門家その他の有識者などによる研修会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、議員研修の結果として得られた知見について、研修に参加した議員に報告を求め、これを広く議会運営並びに他の議員及び市民に還元する。

(政務活動費)

第 15 条 議会は、市政の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付される政務活動費を活用しようとするときは、別に条例で定める。

第 6 章 広報・調査活動の充実

(議会広報の充実)

第 16 条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

- 2 議会が発行する議会だよりには、次に掲げる内容を記載する。
 - (1) 一般質問及び答弁の概要
 - (2) 本会議の議案審議及び討論の概要
 - (3) 議案に対する賛否及び議決結果
 - (4) 委員会審査の経過の概要及び結果
 - (5) 請願審議の結果及び可決された意見書
 - (6) 特別委員会の活動の概要
 - (7) 行政視察の目的及び成果
 - (8) 本会議、委員会、全員協議会及び議員研修の出欠席の状況

(9) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く情報の提供をすべきと認められるものの

3 前項第8号の出席状況は、3箇月毎の集計を記載するものとする。ただし、1月から3月の状況については、3月定例会の内容を記載する号において、当該年度1年間の状況に含めて記載する。

4 議会は、本会議、委員会、全員協議会などの中継のほか、通信放送媒体などを活用し、議会活動の広報に努める。

5 議会は、ホームページの充実を図るものとする。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を適正に管理・運営するとともに、その図書、資料などの充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、市民がこれを利用できるものとし、その管理については議長が別に定める。

(調査機関の設置)

第18条 議会は、市政の課題に関する調査が必要と認めるときは、議決により学識経験を有する者などで構成する調査機関を設置することができる。

2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(予算の確保)

第19条 議会は、議事機関としての機能を確保するために必要な予算の確保に努めるものとする。

第7章 会議の運営

(自由討議の保障)

第20条 議会は、議案などの審議、審査又は調査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう会議を運営しなければならない。

(委員会の活動)

第 21 条 議会は、委員会の審査にあたって市長などに対して資料などを積極的に開示するよう求め、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

第 8 章 政治倫理

(政治倫理)

第 22 条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、品位を保持し識見を養うよう努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関することは、都留市議会議員政治倫理条例(平成 26 年都留市条例第 25 号)に定めるところによる。

第 9 章 最高規範と見直し手続

(最高規範)

第 23 条 この条例は、議会の最高規範であり、自治法等に基づく議会に関する他の条例、規則を除く、他の法規を解釈又は他の条例、規則を制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

2 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託にこたえなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の趣旨を周知させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第 24 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思や社会情勢の変化などを勘案し、必要と認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。